

告 示

埼玉県営繕・公園事務所長告示第一号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の十第一項の規定に基づき、都市公園と水道施設との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、埼玉県営繕・公園事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

埼玉県営繕・公園事務所長 榎 本 恒 彦

一 都市公園の名称

秩父公園

二 兼用工作物の名称

配水池、配水槽、耐震性貯水槽及び配水ポンプ室

三 兼用工作物の位置

埼玉県秩父郡小鹿野町長留字尻高浦二千五百三番外

四 兼用工作物の管理者

公園管理者 埼玉県

水道施設管理者 秩父広域市町村圏組合

五 管理の内容

イ 公園管理者

兼用工作物（耐震性貯水槽、緊急遮断弁（公園管理者が維持管理等をするものに限る。）及び配水ポンプ室（公園管理者が維持管理等をする緊急遮断弁操作盤に係る部分に限る。））に係る維持管理、修繕及び災害復旧

ロ 水道施設管理者

兼用工作物（配水池、配水槽、緊急遮断弁（公園管理者が維持管理等をするものを除く。）及び配水ポンプ室（公園管理者が維持管理等をする緊急遮断弁操作盤に係る部分を除く。））に係る維持管理、修繕及び災害復旧